

平成29年度

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

ふじみ野市

総務部契約・法務課

◇◆ 目 次 ◆◇

I 情報公開制度の運用状況

- 1 情報公開請求（申出）の件数 1
- 2 情報公開請求（申出）の処理状況 2

II 個人情報保護制度の運用状況

- 1 個人情報保管等の登録届出状況 1 1
- 2 個人情報目的外利用等の登録届出状況 1 1
- 3 自己情報の開示等の請求及び処理状況 1 2

III 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審査会 1 3
- 2 不服申立て（異議申立て）の状況 1 3
- 3 審査会の開催状況 1 3

IV 情報公開・個人情報保護運営審議会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護運営審議会 1 3
- 2 審議会の開催状況 1 3

V 会議公開の運用状況 1 4

資 料

- 1 ふじみ野市情報公開条例 2 5
- 2 ふじみ野市個人情報保護条例 3 1
- 3 ふじみ野市の会議の公開に関する規則 4 2
- 4 ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会諮問、答申 5 0

I 情報公開制度の運用状況

1 情報公開請求（申出）の件数

平成29年度のふじみ野市における情報公開制度の受理件数は、請求が47件、申出が27件、合計で74件でした。

なお、実施機関別処理件数は、表1のとおりであり、請求（申出）者の区分別件数は、表2のとおりです。

表1 情報公開請求・申出の実施機関別件数

実 施 機 関	請 求	申 出	合 計
市 長	47	23	70
教 育 委 員 会	0	3	3
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	1	1
議 会	0	0	0
合 計	47	27	74

※ 請求：平成17年10月1日以後作成または取得した情報を請求権者が請求した場合

※ 申出：上記の「請求」以外の場合

表2 請求（申出）者の区分別件数

請求（申出）者の区分	件 数
市内に住所を有する者	2
市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体	45
市内に存する事務所または事業所に勤務する者	0
市内に存する学校に在学する者	0
実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	0
請求権者以外の者	27
合 計	74

2 情報公開請求（申出）の処理状況

平成29年度のふじみ野市における情報公開請求（申出）の処理状況は74件で、請求（申出）に対して公開が57件、部分公開が9件、非公開が2件、取り下げが6件、不存在はありませんでした。（表3）

表3 情報公開請求（申出）の処理状況

区分	受理件数	公開	部分公開	非公開	不存在	取り下げ
請求	47	45	0	1	0	1
申出	27	12	9	1	0	5
合計	74	57	9	2	0	6

部分公開の理由は、情報公開条例第6条第1号の個人に関する情報に該当するとしたもの、同条第2号の法人等に関する情報に該当するとしたもの等がありました。（表4）

なお、請求ごとの処理状況については、表5のとおりです。

表4 部分公開の事項別内訳

該当情報	根拠条項	件数
個人に関する情報	第6条第1号	5
法人等に関する情報	第6条第2号	5
意志決定過程にある情報	第6条第3号	0
国等との協力関係等に関する情報	第6条第4号	0
性質上公開になじまない事務事業に関する情報	第6条第5号	5
公共の安全と秩序に関する情報	第6条第6号	0
法令秘情報	第7条	1
合計		16

※ 同一の処分に複数の非公開理由が含まれている場合があります。

表5 平成29年度ふじみ野市情報公開請求（申出）の処理状況

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者の 区分	備考
		決定	理由	摘要					
平成29年度埼玉県地域密着型サービス等整備 助成事業費等補助金の内示の通知	平成29年度埼玉県地域密着型サービス等整備 助成事業費等補助金の内示の通知	公開			写しの交付	市 高 齢 福 祉 長 課	平成29年4月21日 平成29年4月24日	市内の法人	
平成28年度清見第2公園トイレ更新工事 ふじみ野市清見四丁目地内 平成28年11月25日開札 設計金額 14,630,000円（税抜） 金入工事設計書（当初設計書のみ） 図面、数量計算書は除く。	清見第2公園トイレ更新工事 工事設計書（数量計算書、図面は除く。）	公開			写しの交付	市 公 園 緑 地 長 課	平成29年5月1日 平成29年5月16日	市内の法人	
平成28年度（仮称）苗間みほの公園整備工事 ふじみ野市苗間地内 平成29年1月13日開札 設計金額 69,471,000円（税込） 金入工事設計書（当初設計書のみ） 図面、数量計算書は除く。	（仮称）苗間みほの公園整備工事 工事設計書（数量計算書、図面は除く。）	公開			写しの交付	市 公 園 緑 地 長 課	平成29年5月1日 平成29年5月16日	市内の法人	
平成28年度排水管布設替工事に伴う仮給水工 事（その2） ふじみ野市富士見台地内 平成28年12月9日開札 設計金額 116,000,000円（税抜） 金入工事設計書（当初予算のみ） 図面、数量計算書は除く。	平成28年度排水管布設替工事に伴う仮給水工 事（その2） ふじみ野市富士見台地内 平成28年12月9日開札 設計金額 116,000,000円（税抜） 金入工事設計書（当初予算のみ） 図面、数量計算書は除く。	公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	平成29年5月1日 平成29年5月16日	市内の法人	
・入札方法 一般競争入札 ・工事名 ふじみ野市多目的グラウンド整備 工事 ・工事場所 ふじみ野市大井武蔵野地内 ・入札日 平成26年7月7日 ・内容 工事設計書（数量設計書・図面は除 く。）	ふじみ野市多目的グラウンド整備工事 工事設計書（数量計算書、図面は除く。）	公開			写しの交付	市 文 化 ・ ス ポ ー ツ 長 振 興 課	平成29年5月2日 平成29年5月12日	市内の法人	
・入札方法 一般競争入札 ・工事名 （仮称）苗間みほの公園整備工事 ・工事場所 ふじみ野市苗間地内 ・入札日 平成29年1月13日 ・内容 工事設計書（数量設計書・図面は除 く。）	（仮称）苗間みほの公園整備工事 工事設計書（数量計算書、図面は除く。）	公開			写しの交付	市 公 園 緑 地 長 課	平成29年5月10日 平成29年5月12日	市内の法人	
第2庁舎大規模改修工事 積算価格内訳書、別紙明細、代価表、経費計 算書	第2庁舎大規模改修工事 積算価格内訳書、別紙明細、代価表、経費計 算書	部分公開	第6条第5号	・見積、カタログ及び 公表単価の掛け率 ・見積業者名 ・カタログのメーカー 名及び型番	郵送による写し の交付	市 資 産 管 理 長 課	平成29年5月13日 平成29年5月24日	市外の個人	
ふじみ野市立大井総合体育館大規模改修、武 道館大規模改修及び耐震補強工事 積算価格内訳書、別紙明細、代価表、経費計 算書	ふじみ野市立大井総合体育館大規模改修、武 道館大規模改修及び耐震補強工事 積算価格内訳書、別紙明細、代価表、経費計 算書	部分公開	第6条第5号	・見積、カタログ及び 公表単価の掛け率 ・見積業者名 ・カタログのメーカー 名及び型番	郵送による写し の交付	市 文 化 ・ ス ポ ー ツ 長 振 興 課	平成29年5月13日 平成29年5月26日	市外の個人	
ふじみ野市立大井小学校校舎大規模改造工事 積算価格内訳書、別紙明細、代価表、経費計 算書	ふじみ野市立大井小学校校舎大規模改造工事 積算価格内訳書、別紙明細、代価表、経費計 算書	部分公開	第6条第5号	・見積、カタログ及び 公表単価の掛け率 ・見積業者名 ・カタログのメーカー 名及び型番	郵送による写し の交付	教 育 委 員 会 教 育 総 務 課	平成29年5月13日 平成29年6月2日	市外の個人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者の 区分	備考
		決定	理由	摘要					
平成29年4月の県報告の待機児童及び入所保留児童（入りたくても入れない児童数）の内訳	平成29年4月の県報告の待機児童及び入所保留児童（入りたくても入れない児童数）の内訳	公開			写しの交付	市保 育 長課	平成29年5月15日 平成29年5月19日	市内の個人	
(仮称) 苗間みほの公園整備工事（金入設計書一式、数量算出根拠）	(仮称) 苗間みほの公園整備工事（金入設計書一式、数量算出根拠）	公開			郵送による写しの交付	市公 園 緑 地 長課	平成29年5月16日 平成29年5月25日	市外の個人	
ふじみ野市運動公園テニスコート拡張他整備工事（金入り設計書）		取下げ				市公 園 緑 地 長課	平成29年6月13日	市外の法人	
鶴ヶ岡保育所及び亀久保保育所の移行措置に伴い昨年度行ったアンケート結果について	鶴ヶ岡保育所及び亀久保保育所の移行措置に伴い昨年度行ったアンケート結果について	公開			写しの交付	市保 育 長課	平成29年6月13日 平成29年6月28日	市内の個人	
ふじみ野市の、平成29年1月1日現在の、課税業務等のための地番・筆界等（できれば字界・字名・家屋も）の現況図で、業務委託によって作成又は更新されたもの	ふじみ野市全域における平成29年1月1日現在の地番図の複製物（.dbf .prj .sbn .sbx .shp .shxファイル形式 測地成果：JGD2000 作成年月日：平成29年3月）	部分公開	第6条第1号 第7条	・家屋図	郵送による写しの交付	市税 務 長課	平成29年6月19日 平成29年6月27日	市外の法人	
・入札方法 一般競争入札 ・工事名 ふじみ野市運動公園テニスコート拡張他整備工事 ・工事場所 ふじみ野市福岡新田及び駒林地内 ・入札日 平成29年5月25日 ・内容 本工事費内訳書（代価表、数量設計書、図面は除く。）	ふじみ野市運動公園テニスコート拡張他整備工事費 本工事内訳書（代価表、数量計算書、図面は除く。）	非公開	第6条第5号	・積算単価等入札予定価格の算定の基礎となる資料のため	写しの交付	市公 園 緑 地 長課	平成29年7月11日 平成29年7月24日	市内の法人	
平成23年に提出された「ふじみ野市立サービスセンター自転車駐車場」の指定管理者の再公募における事業計画書及び収支計画書	平成23年に提出された「ふじみ野市立サービスセンター自転車駐車場」の指定管理者の再公募における事業計画書及び収支計画書	部分公開	第6条第2号	・人件費	郵送による写しの交付	市都 市 計 画 長課	平成29年7月13日 平成29年7月28日	市外の法人	
平成24年に提出された「自転車駐車場（上福岡駅西口自転車駐車場）ほか3施設」の指定管理者の公募における事業計画書及び収支計画書	平成24年に提出された「自転車駐車場（上福岡駅西口自転車駐車場）ほか3施設」の指定管理者の公募における事業計画書及び収支計画書	部分公開	第6条第1号 第6条第2号	・メールアドレス ・所属 ・氏名 ・人件費	郵送による写しの交付	市都 市 計 画 長課	平成29年7月13日 平成29年7月28日	市外の法人	
①平成24年に行われたふじみ野市自転車駐車場の指定管理者候補者募集にて選定された日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社の事業計画書、収支計画書の確認できる書類一式 ②上記の選定会社が該当施設において管理運営を行った平成25～平成28年度までの収支決算報告書の確認できる書類一式		取下げ				市都 市 計 画 長課	平成29年7月19日	市外の法人	
ふじみ野市道路照明灯等LED化推進事業 1 応募者数 2 応募者全ての代表企業名 3 次選交渉権者の代表企業名 4 応募者全ての「評価基準書」に基づく審査項目ごとの点数		取下げ				市都 市 計 画 長課	平成29年8月10日	市外の法人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者の 区分	備考
		決定	理由	摘要					
新築届・付定通知書・住居表示台帳 (平成29年1月1日から平成29年6月30日までに 付定されたもの)	新築届・付定通知書・住居表示台帳 (平成29年1月1日から平成29年6月30日までに 付定されたもの)	部分公開	第6条第1号 第6条第2号	・氏名 ・住所 ・電話番号 ・届出人の印影	郵送による写し の交付	市 市 民 長 課	平成29年8月21日 平成29年8月28日	市外の法人	
ふじみ野市運動公園テニスコート拡張他整備 工事 ふじみ野市福岡新田及び駒林地内 平成29年5月26日開札 設計金額 88,249,000円(税抜) 金入工事設計書(当初設計書のみ) 図書、数量計算書は除く。	ふじみ野市運動公園拡張他整備工事 工事設計書(数量計算書・図面は除く)	公開			写しの交付	市 公 園 緑 地 長 課	平成29年8月28日 平成29年9月7日	市内の法人	
平成24年4月から現在までに実施した次の物品 調達(借上含む)の対象があった場合におけ る①入札結果表及び②入札仕様書 (1)小・中学校PC教室用ICT関連の調達 (2)小・中学校普通教室用ICT関連の調達 (3)小・中学校印刷機の調達 (4)教員用・職員室用のICT関連の調達		取下げ				教 育 委 員 会 課	平成29年9月4日	市外の法人	
平成30年度使用小学道徳第10採択地区採択に かかわる資料 ①第10地区内各小学校の調査・分析に関わ った委員の名簿 ②第10地区内各小学校の学校の調査・研究報 告書		取下げ				教 育 委 員 会 課	平成29年9月6日	市外の法人	
平成28年度材料購入(単価契約)の材料単価 の一覧	平成28年度材料購入(単価契約)の材料単価 の一覧	公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	平成29年9月7日 平成29年9月15日	市内の法人	
平成28年度材料設計単価の一覧	平成28年度材料設計単価の一覧	公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	平成29年9月13日 平成29年9月19日	市内の法人	
市道第2-2号線舗装修繕工事(第2工区)(H29 年度) 積算内訳書一式(数量計算書、図面は除 く。)	市道第2-2号線舗装修繕工事(第2工区) 積算内訳書一式(数量計算書、図面は除 く。)	公開			写しの交付	市 道 路 長 課	平成29年9月28日 平成29年10月3日	市内の法人	
H29年度 ふじみ野市運動公園テニスコート拡張他整備 工事 積算内訳書一式(数量計算書、図面は除 く。)	ふじみ野市運動公園テニスコート拡張他整備 工事 積算内訳書一式(数量計算書、図面は除 く。)	公開			写しの交付	市 公 園 緑 地 長 課	平成29年9月28日 平成29年10月13日	市内の法人	
平成29年度配水管布設替工事(第1工区) ふじみ野市北野一丁目外内地内 平成29年6月15日開札 設計額 29,700,000円(税別) 工事設計書(金入の工事仕様書) 図面、数量計算書は除く。	平成29年度配水管布設替工事(第1工区) ふじみ野市北野一丁目外内地内 平成29年6月15日開札 設計額 29,700,000円(税別) 工事設計書(金入の工事仕様書) 図面、数量計算書は除く	公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	平成29年9月28日 平成29年10月11日	市内の法人	
①ふじみ野市で把握している生産緑地地区の 指定状況の一覧リスト【農地所在地番、面 積、生産緑地名(番号)、地区指定告示 日、制限解除日、地区指定解除日等】 ②①の生産緑地地区の位置を特定するための 位置確認図	生産緑地地区の指定状況の一覧リスト及び位 置確認図	公開			郵送による写し の交付	市 公 園 緑 地 長 課	平成29年9月29日 平成29年10月18日	市外の法人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開 方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者 の区分	備考
		決定	理由	摘要					
さいたま地方裁判所平成29年3月29日判決に係る判決書 東京高等裁判所平成29年9月21日判決に係る判決書	さいたま地方裁判所平成29年3月29日判決に係る判決書 東京高等裁判所平成29年9月21日判決に係る判決書	非公開	第6条第1号	・判決書に記載されている内容から特定の個人が識別され、又は識別され得るため		固定資産評価 審査委員会	平成29年10月10日 平成29年10月27日	市外の個人	
ふじみ野市運動公園テニスコート拡張他整備 工事 仕様書（積算資料一式）	ふじみ野市運動公園テニスコート拡張他整備 工事 積算内訳書一式（数量計算書・図面は除 く。）	公開			写しの交付	市 公 園 緑 地 長 課	平成29年10月12日 平成29年10月26日	市内の法人	
配水管布設替工事（第1工区） 仕様書（積算資料一式）	平成29年配水管布設替工事（第1工区） 工事設計書（金入の工事仕様書） 図面は除く。	公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	平成29年10月12日 平成29年10月26日	市内の法人	
配水管布設替公示（第2工区） 仕様書（積算資料一式）	平成29年配水管布設替工事（第2工区） 工事設計書（金入の工事仕様書） 図面は除く。	公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	平成29年10月12日 平成29年10月26日	市内の法人	
平成29年度配水管及び給水管材料単価表 仕様書（積算資料一式）	平成29年度配水管及び給水管材料設計単価の 一覧	公開			写しの交付	市 上 下 水 道 長 課	平成29年10月12日 平成29年10月26日	市内の法人	
市道第2-2号線舗装修繕工事（第2工区） 仕様書（積算資料一式）	市道第2-2号線舗装修繕工事（第2工区） 仕様書（積算資料一式）	公開			写しの交付	市 道 路 長 課	平成29年10月12日 平成29年10月26日	市内の法人	
市道第2-51号線舗装修繕工事その2 仕様書（積算資料一式）	市道第2-51号線舗装修繕工事その2 仕様書（積算資料一式）	公開			写しの交付	市 道 路 長 課	平成29年10月12日 平成29年10月26日	市内の法人	
市道第140号線歩道整備工事 仕様書（積算資料一式）	市道第140号線歩道整備工事 仕様書（積算資料一式）	公開			写しの交付	市 道 路 長 課	平成29年10月12日 平成29年10月26日	市内の法人	
市道第432号線側溝改良工事 仕様書（積算資料一式）	市道第432号線側溝改良工事 仕様書（積算資料一式）	公開			写しの交付	市 道 路 長 課	平成29年10月12日 平成29年10月26日	市内の法人	
ふじみ野市運動公園テニスコート改修工事 仕様書（積算資料一式）	ふじみ野市運動公園テニスコート改修工事 積算内訳書一式（数量計算書、図面は除 く。）	公開			写しの交付	市 公 園 緑 地 長 課	平成29年10月24日 平成29年10月26日	市内の法人	
開札日 H29. 6. 15 件名 下水道長寿命化修繕計画調査業務委託 （金入り設計書、図面、数量計算書、特記仕 様書一式）	開札日 H29. 6. 15 件名 下水道長寿命化修繕計画調査業務委託 （金入り設計書、図面、数量計算書、特記仕 様書一式）	公開			郵送による写し の交付	市 上 下 水 道 長 課	平成29年10月31日 平成29年11月13日	市外の法人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者の 区分	備考
		決定	理由	摘要					
ふじみ野市運動公園テニスコート改修工事 ふじみ野市福岡新田及び駒林地内 平成29年7月6日公告 平成29年7月28日開札 設計額 100,414,000円（税別） 工事設計書（金入の工事仕様書） 図面、数量計算書は除く。	ふじみ野市運動公園テニスコート改修工事 積算内訳書一式（数量計算書・図面は除く。）	公開			写しの交付	市公園緑地長課	平成29年11月7日 平成29年11月16日	市内の法人	
道路反射鏡設置工事（2016.6.3） 金入設計書一式（図面除く）数量算出根拠	道路反射鏡設置工事（平成28年6月3日入札の 工事） 金入設計書一式（図面除く）数量算出根拠	公開			郵送による写し の交付	市道路長課	平成29年11月7日 平成29年11月13日	市外の個人	
入札方法 一般競争入札 工事名 配水管布設替工事 工事場所 ふじみ野市福岡中央二丁目、富士 見台地内 入札日 平成29年7月13日 内容 工事設計書（数量計算書、図面は除 く。）	入札方法 一般競争入札 工事名 配水管布設替工事 工事場所 ふじみ野市福岡中央二丁目、富士 見台地内 入札日 平成29年7月13日 内容 工事設計書（数量計算書、図面は除 く。）	公開			写しの交付	市上下水道長課	平成29年11月15日 平成29年11月24日	市内の法人	
入札方法 一般競争入札 工事名 配水管布設替工事（第1工区） 工事場所 ふじみ野市北野一丁目外地区内 入札日 平成29年6月15日 内容 工事設計書（数量計算書、図面は除 く。）	入札方法 一般競争入札 工事名 配水管布設替工事（第1工区） 工事場所 ふじみ野市北野一丁目外地区内 入札日 平成29年6月15日 内容 工事設計書（数量計算書、図面は除 く。）	公開			写しの交付	市上下水道長課	平成29年11月15日 平成29年11月24日	市内の法人	
入札方法 一般競争入札 工事名 ふじみ野市運動公園テニスコート拡 張他整備工事 工事場所 ふじみ野市福岡新田及び駒林地内 入札日 平成29年5月26日 内容 工事設計書（数量計算書、図面は除 く。）	ふじみ野市運動公園テニスコート拡張他整備 工事 積算内訳書一式（数量計算書、図面は除 く。）	公開			写しの交付	市公園緑地長課	平成29年11月15日 平成29年11月24日	市内の法人	
入札方法 一般競争入札 工事名 ふじみ野市運動公園テニスコート改 修工事 工事場所 ふじみ野市福岡新田及び駒林地内 入札日 平成29年7月28日 内容 工事設計書（数量計算書、図面は除 く。）	ふじみ野市運動公園テニスコート改修工事 積算内訳書一式（数量計算書、図面は除 く。）	公開			写しの交付	市公園緑地長課	平成29年11月15日 平成29年11月24日	市内の法人	
入札方法 一般競争入札 工事名 市道第2-51号線舗装改修工事その2 工事場所 ふじみ野市鶴ヶ岡三丁目地内 入札日 平成29年7月13日 内容 工事設計書（数量計算書、図面は除 く。）	入札方法 一般競争入札 工事名 市道第2-51号線舗装改修工事その2 工事場所 ふじみ野市鶴ヶ岡三丁目地内 入札日 平成29年7月13日 内容 工事設計書（数量計算書、図面は除 く。）	公開			写しの交付	市道路長課	平成29年11月15日 平成29年11月24日	市内の法人	
入札方法 一般競争入札 工事名 市道第140号線歩道整備工事 工事場所 ふじみ野市駒林地内 入札日 平成29年7月13日 内容 工事設計書（数量計算書、図面は除 く。）	入札方法 一般競争入札 工事名 市道第140号線歩道整備工事 工事場所 ふじみ野市駒林地内 入札日 平成29年7月13日 内容 工事設計書（数量計算書、図面は除 く。）	公開			写しの交付	市道路長課	平成29年11月15日 平成29年11月24日	市内の法人	
入札方法 一般競争入札 工事名 市道第432号線側溝改良工事 工事場所 ふじみ野市元福岡二丁目地内 入札日 平成29年6月15日 内容 工事設計書（数量計算書、図面は除 く。）	入札方法 一般競争入札 工事名 市道第432号線側溝改良工事 工事場所 ふじみ野市元福岡二丁目地内 入札日 平成29年6月15日 内容 工事設計書（数量計算書・図面は除 く。）	公開			写しの交付	市道路長課	平成29年11月15日 平成29年11月24日	市内の法人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開 方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者 の区分	備考
		決定	理由	摘要					
入札方法 一般競争入札 工事名 市道第2-2号線舗装修繕工事（第2工区） 工事場所 ふじみ野市鶴ヶ岡五丁目地内 入札日 平成29年6月15日 内容 工事設計書（数量計算書、図面は除く。）	入札方法 一般競争入札 工事名 市道第2-2号線舗装修繕工事（第2工区） 工事場所 ふじみ野市鶴ヶ岡五丁目地内 入札日 平成29年6月15日 内容 工事設計書（数量計算書、図面は除く。）	公開			写しの交付	市道 路 長課	平成29年11月15日 平成29年11月24日	市内の法人	
入札方法 一般競争入札 工事名 福岡橋耐震補強工事 工事場所 ふじみ野市福岡地内 入札日 平成29年4月12日 内容 工事設計書（数量計算書、図面は除く。）	入札方法 一般競争入札 工事名 福岡橋配信補強工事 工事場所 ふじみ野市福岡地内 入札日 平成29年4月12日 内容 工事設計書（数量計算書、図面は除く。）	公開			写しの交付	市道 路 長課	平成29年11月15日 平成29年11月24日	市内の法人	
市道第407号線舗装修繕工事 設計書（積算資料一式）図面除く。	工事名 市道第407号線舗装修繕工事 内容 設計書（積算資料一式）図面除く。	公開			写しの交付	市道 路 長課	平成29年11月16日 平成29年11月24日	市内の法人	
道路舗装修繕（単価契約）東部地区設計書 （積算資料一式）		取下げ			写しの交付	市道 路 長課	平成29年11月16日	市内の法人	
道路舗装修繕工事（単価契約）東部地区設計書 （積算資料一式）	道路舗装修繕工事（単価契約）東部地域 設計書（積算資料一式）	公開			写しの交付	市道 路 長課	平成29年11月16日 平成29年11月24日	市内の法人	
公共下水道マンホール蓋修繕（単価契約）設計書 （積算資料一式）	工事名 公共下水道マンホール蓋修繕（単価契約） 内容 工事設計書（数量計算書・図面は除く。）	公開			写しの交付	市上 下 水道 長課	平成29年11月16日 平成29年11月17日	市内の法人	
平成29年度材料設計単価の一覧	平成29年度材料設計単価の一覧	公開			写しの交付	市上 下 水道 長課	平成29年11月22日 平成29年12月4日	市内の法人	
平成29年度配水管布設替工事（第2工区） ふじみ野市福岡中央二丁目・富士見台地内 平成29年7月23日開札 設計額 19,600,000円（税別） 工事設計書（金入の工事仕様書）	平成29年度配水管布設替工事（第2工区） ふじみ野市福岡中央二丁目・富士見台地内 平成29年7月23日開札 設計額 19,600,000円（税別） 工事設計書（金入の工事仕様書）	公開			写しの交付	市上 下 水道 長課	平成29年11月22日 平成29年12月4日	市内の法人	
ふじみ野市運動公園テニスコート拡張他整備 工事 金入設計書	ふじみ野市運動公園テニスコート拡張他整備 工事（金入り設計書）	公開			郵送による写しの 交付	市公 園 緑 地 長課	平成29年11月16日 平成29年11月30日	市外の法人	
ふじみ野市運動公園テニスコート改修工事 金入設計書	ふじみ野市運動公園テニスコート改修工事 （金入り設計書）	公開			郵送による写しの 交付	市公 園 緑 地 長課	平成29年11月16日 平成29年11月30日	市外の法人	
市道第407号線舗装修繕工事 ふじみ野市元福岡三丁目地内 平成29年8月21日開札 設計額8,960,000円（税別） 工事設計書（金入の工事仕様書）	市道第407号線舗装修繕工事 ふじみ野市元福岡三丁目地内 平成29年8月21日開札 設計額8,960,000円（税別） 工事設計書（金入の工事仕様書）	公開			写しの交付	市道 路 長課	平成29年11月30日 平成29年12月1日	市内の法人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開 方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者 の区分	備考
		決定	理由	摘要					
住居表示台帳の写し 福岡中央2丁目14番、北野2丁目8番、鶴ヶ岡2丁目10・12番、鶴ヶ岡3丁目、亀久保1丁目11番、亀久保4丁目12番、本新田2番、南台1丁目16番、大井中央2丁目18～23番、旭1丁目13番	住居表示台帳の写し 福岡中央2丁目14番、北野2丁目8番、鶴ヶ岡2丁目10・12番、鶴ヶ岡3丁目、亀久保1丁目11番、亀久保4丁目12番、本新田2番、南台1丁目16番、大井中央2丁目18～23番、旭1丁目13番	公開			写しの交付	市民課	平成29年12月21日 平成29年12月27日	市外の法人	
ふじみ野市鶴ヶ岡4丁目8・15街区 上野台2丁目16～20街区 上野台3丁目全域の住居表示台帳	ふじみ野市鶴ヶ岡4丁目8・15街区 上野台2丁目16～20街区 上野台3丁目全域の住居表示台帳	公開			郵送による写しの交付	市民課	平成29年12月21日 平成29年12月25日	市外の法人	
平成29年度配水管布設替工事（第3工区） ふじみ野市新駒林二丁目～四丁目地内 平成29年9月26日開札 設計額 26,993,000円（税別） 工事設計書（金入の工事仕様書） 図面、数量計算書は除く。	平成29年度配水管布設替工事（第3工区） ふじみ野市新駒林二丁目～四丁目地内 平成29年9月26日開札 設計額 26,993,000円（税別） 工事設計書（金入の工事仕様書） 図面、数量計算書は除く。	公開			写しの交付	上下水道課	平成29年12月26日 平成30年1月10日	市内の法人	
平成29年度配水管布設替工事（第5工区） ふじみ野市大井武蔵野・亀久保地内 平成29年9月26日開札 設計額43,200,000円（税別） 工事設計書（金入の工事仕様書） 図面、数量計算書は除く。	平成29年度配水管布設替工事（第5工区） ふじみ野市大井武蔵野・亀久保地内 平成29年9月26日開札 設計額43,200,000円（税別） 工事設計書（金入の工事仕様書） 図面、数量計算書は除く。	公開			写しの交付	上下水道課	平成29年12月26日 平成30年1月10日	市内の法人	
住居表示台帳の写し ふじみ野3丁目10	住居表示台帳の写し ふじみ野3丁目10	公開			写しの交付	市民課	平成29年12月27日 平成30年1月10日	市外の法人	
新築届・付定通知書・住居表示台帳 （平成29年7月1日から29年12月31日までに付定されたもの）	新築届・付定通知書・住居表示台帳 （平成29年7月1日から29年12月31日までに付定されたもの）	部分公開	第6条第1号 第6条第2号	・氏名 ・住所 ・電話番号 ・届出人の印影	郵送による写しの交付	市民課	平成30年2月2日 平成30年2月8日	市外の法人	
マンホール蓋（污水管渠）交換修繕 開札日2017.11.2 金入り設計書、交通誘導警備員算出根拠書	・マンホール蓋（污水管渠）交換修繕 ・開札日2017.11.2 金入り設計書、交通誘導警備員算出根拠書	公開			写しの交付	上下水道課	平成30年2月7日 平成30年2月22日	市外の個人	
舗装復旧工事（第1工区） 開札日2017.11.2 金入り設計書、交通誘導警備員算出根拠書	開札日 平成29年11月2日 件名 舗装復旧工事（第1工区） 金入り設計書、交通誘導警備員算出根拠書	公開			写しの交付	上下水道課	平成30年2月7日 平成30年2月22日	市外の個人	
平成29年度 西中央公園遊具設置工事 ふじみ野市霞ヶ丘二丁目地内 平成29年10月3日開札 設計額4,540,000円（税抜） 金入り工事設計書、数量計算書、図面一式	平成29年度 西中央公園遊具設置工事 金入り工事設計書、数量計算書、図面一式	公開			写しの交付	公園緑地課	平成30年2月7日 平成30年2月16日	市内の法人	
平成29年度 舗装復旧工事（第1工区） ふじみ野市大井地内 平成29年11月2日開札 設計額18,052,000円（税抜き） 工事設計書（金入の工事仕様書） 図面、数量計算書は除く。	開札日 平成29年11月2日 件名 舗装復旧工事（第1工区） 金入り設計書	公開			写しの交付	上下水道課	平成30年2月7日 平成30年2月16日	市内の法人	

請求・申出内容	対象情報の件名	決定内容			公開 方法	実施機関 担当課	請求申出（又は 受理年月日） 決定回答年月日	請求者 の区分	備考
		決定	理由	摘要					
生産緑地の地番、地積、指定年月日、番号	生産緑地の地番、地積、指定年月日、番号	公開			写しの交付	市公園緑地課	平成30年2月27日 平成30年3月6日	市外の法人	
平成29年度 公共水道舗装本復旧工事（その1） ふじみ野市大井武蔵野野地内 平成29年10月11日開札 設計額 5,860,000円（税抜） 金入り工事設計書（数量計算書と図面は除く。）	平成29年度 公共水道舗装本復旧工事（その1） ふじみ野市大井武蔵野野地内 平成29年10月11日開札 設計額 5,860,000円（税抜） 金入り工事設計書（数量計算書と図面は除く。）	公開			写しの交付	水道事業管理者 上下水道課	平成30年2月27日 平成30年3月7日	市内の法人	
平成28年度 大井武蔵野地区雨水浸透施設設置工事 ふじみ野市大井武蔵野野地内 平成28年9月21日開札 設計額 132,700,000円（税抜） 金入り工事設計書（数量計算書と図面は除く。）	平成28年度 大井武蔵野地区雨水浸透施設設置工事 ふじみ野市大井武蔵野野地内 平成28年9月21日開札 設計額 132,700,000円（税抜） 金入り工事設計書（数量計算書と図面は除く。）	公開			写しの交付	水道事業管理者 上下水道課	平成30年2月27日 平成30年3月7日	市内の法人	
案件番号：H29工62「ふじみ野市弓道場建設工事」 積算価格内訳書、代価表、別紙明細書、共通費算定書、見積比較表、見積書	案件番号：H29工62「ふじみ野市弓道場建設工事」 積算価格内訳書、代価表、別紙明細書、共通費算定書、見積比較表、見積書	部分公開	第6条第2号 第6条第5号	(1) 見積、カタログ及び公表単価の掛け率 (2) 見積単価及び合計額 (3) メーカー名及び型番 (4) 見積書の法人名、住所、部署名、代表者名、担当者名、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス、社章及び見積番号	写しの交付	市建築課	平成30年3月27日 平成30年5月9日	市外の法人	

Ⅱ 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報保管等の登録届出状況

個人情報保護条例に基づき、実施機関が新たに個人情報を取り扱う業務を開始する場合は、どのような個人情報を収集し、どのような目的に使用するのかを明らかにするために、個人情報保管等登録票による届出を義務付けています。また、登録内容の変更や登録の廃止の場合も届出が必要となっています。

平成29年度の個人情報保管等の登録届出状況は、表6のとおりです。

表6 個人情報保管等の登録届出状況

実施機関	平成28年度末 登録件数	平成29年度中届出件数			平成29年度末 登録件数
		開始	変更	廃止	
市長	2,051	13	27	187	1877
教育委員会	544	14	0	84	474
選挙管理委員会	151	0	0	0	151
公平委員会	5	0	0	0	5
監査委員	15	0	0	0	15
農業委員会	7	0	0	0	7
固定資産評価 審査委員会	10	0	0	0	10
議会	10	0	0	0	10
合計	2,793	27	27	271	2549

2 個人情報目的外利用等の登録届出状況

実施機関が管理している個人情報は、登録した利用目的に限り利用されることが原則であり、登録された利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は法令等に定めがあるときなどを除き、本人の同意を得なければならないことになっています（目的外利用の制限）。また、登録された個人情報を実施機関以外の者に対して提供する場合も同様の取り扱いとしています（外部提供の制限）。

目的外利用及び外部提供をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出ることであります。平成29年度の実施機関別の登録届出状況は、表7及び表8のとおりです。

表7 個人情報目的外利用の登録届出状況

実施機関	平成28年度末 登録件数	平成29年度中届出件数		平成29年度末 登録件数
		開始	廃止	
市長	209	1	66	144
教育委員会	4	0	1	3
選挙管理委員会	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	2	0	0	2
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0
議会	3	0	0	3
合計	218	1	67	152

表8 個人情報外部提供の登録届出状況

実施機関	平成28年度末 登録件数	平成29年度中届出件数		平成29年度末 登録件数
		開始	廃止	
市長	225	0	41	184
教育委員会	17	0	6	11
選挙管理委員会	4	0	0	4
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0
議会	6	0	0	6
合計	252	0	47	205

3 自己情報の開示等の請求及び処理状況

平成29年度は、個人情報保護制度における自己情報の開示請求が11件あり、訂正請求、削除請求及び利用の停止の請求はありませんでした。

Ⅲ 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定又は自己情報の開示請求等に対する決定について、市民等から審査請求があった場合に、公平で迅速な審査を行うために設置された第三者的機関で、識見を有する3人の委員で構成されています。

審査会は、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申を行います。また、諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、公開（開示）するかどうかを決定します。

2 審査請求の状況

平成29年度は、決定に対する審査請求はありませんでした。

3 審査会の開催状況

平成29年度は、審査会に諮問する審査請求事案は0件で、審査会の開催状況は、表9のとおりです。

表9 審査会開催状況

回	開催日	会議の議題等
第1回	平成30年2月20日	○ 会長及び副会長の選任

Ⅳ 情報公開・個人情報保護運営審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護運営審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために設置されたものです。

審議会は、識見を有する者、公共的団体の構成員及び事業者の10人以内で構成され、両制度について実施機関が審議会の意見を聞くこととされた事項について審議し、答申を行います。また、個人情報保護条例に基づく報告を受け、さらに制度に関する重要事項について実施機関に対し建議を行います。

2 審議会の開催状況

平成29年度の実施機関からの諮問による審議会の開催状況は、表10のとおりです。

表 1 0 審議会開催状況

回	開催日	会議の内容等
第 1 回	平成 2 9 年 7 月 1 2 日	○ 電子申請サービスの利用に伴うオンライン結合について ○ 子どもの貧困対策推進計画策定のための保有個人情報の目的外利用について
第 2 回	平成 3 0 年 1 月 2 4 日	○ 高齢者あんしん相談センター一括管理システムの運用に伴うオンライン結合について

V 会議公開の運用状況

平成 2 9 年度の会議公開の実施状況は、表 1 1 のとおりです。

なお、公開の対象となる会議は、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市の事務について審議、審査、調査等を行うために設置された附属機関及びこれに類似する市の要綱に基づく協議会等です。

会議の開催を決定したとき、その会議を所管する担当課は「会議開催のお知らせ」を作成し、情報公開コーナーをはじめ、本庁舎 1 階及び市内の公共施設の掲示板に掲示しています。また、市のホームページにも会議開催の日程等を随時掲載し、市民への周知を図っています。

平成 2 9 年度の会議の公開に関する運用状況は、表 1 2 のとおりです。

表 1 1 会議公開の実施状況

	公開となった会議	部分公開となった会議	非公開となった会議	合計
会議開催件数	9 5 件	2 件	1 3 3 件	2 3 0 件
傍聴人数	1 7 人	0 人		1 7 人

※ 非公開となった 1 3 3 件は、個人情報等を取り扱うため、非公開とされたふじみ野市介護認定審査会の会議 1 1 2 件、介護給付費等の支給に関する審査会の会議 5 件、ふじみ野市障害児就学支援委員会の会議 9 件、ふじみ野市保育所入所児童選考委員会の会議 1 件、ふじみ野市民生委員推薦会の会議 3 件、ふじみ野市指定管理者選定委員会の会議 2 件、ふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会の会議 1 件です。

表 1 2 平成 2 9 年度会議の公開に関する運用状況

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
平成29年第4回定例ふじみ野市教育委員会会議	平成29年4月25日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 災害対策室	(1) 第13号議案 平成29年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプランを策定することについて (2) 第14号議案 平成29年度ふじみ野市学校評議員を委嘱することについて (3) 第15号議案 ふじみ野市公民館運営審議会委員を委嘱することについて (4) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて) (5) 報告事項 専決処理の報告について(ふじみ野市放課後子ども教室運営委員の委嘱について)	公開	0	教育委員会 教育総務課	
平成29年度第1回ふじみ野市介護保険等運営審議会	平成29年5月9日 午後1時15分から	ふじみ野市 大井総合支所 災害対策室	(1) 第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成28年度)の実績報告 (2) 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について	公開	0	福祉部 高齢福祉課	
平成29年度第1回ふじみ野市地域福祉計画審議会	平成29年5月11日 午前10時00分から	ふじみ野市 大井総合支所1階 第1・第2会議室	(1) 地域福祉計画の進捗状況について(平成28年度における取組について) (2) 第2期ふじみ野市地域福祉計画骨子(案)について	公開	0	福祉部 福祉課	
平成29年度第1回ふじみ野市環境審議会	平成29年5月12日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 諮問事項について (2) 平成29年度ふじみ野市環境審議会開催のスケジュールについて (3) ふじみ野市環境基本計画策定市民検討会議からの提言内容について (4) 第2期ふじみ野市環境基本計画の基本理念等について	公開	0	市民活動推進部 環境課	
平成29年度第1回ふじみ野市文化振興審議会	平成29年5月16日 午後6時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) ふじみ野市文化振興計画(実行計画)について (2) 平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画について	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
平成29年度第1回ふじみ野市協働のまちづくり推進隊	平成29年5月16日 午前10時15分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 災害対策室	(1) 「ふじみ野市協働のまちづくり推進指針」(案)へのパブリックコメント(7月4日から8月2日まで実施)に対する市の考え方について (2) 市報12月号に折り込む指針(仮称:概要版)の案について	公開	0	市民活動推進部 協働推進課	
平成29年第5回定例ふじみ野市教育委員会会議	平成29年5月16日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 災害対策室	(1) 第13号議案 平成29年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプランを策定することについて (2) 第16号議案 ふじみ野市地域協働学校(コミュニティ・スクール)検討会議要領の一部を改正することについて (3) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立小・中学校管理規則の一部を改正することについて) (4) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市公民館条例施行規則の一部を改正することについて) (5) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する訓令について) (6) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市通級指導を埼玉県立盲・ろう・養護学校で行う場合の実施要綱の一部を改正することについて) (7) 報告事項 専決処理に関する報告について(平成28年度ふじみ野市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書について)	公開	0	教育委員会 教育総務課	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
平成29年度第1回ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画市民検討委員会	平成29年5月25日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 執行部控室	(1) 平成29年度ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画市民検討委員会開催スケジュールについて (2) ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画について (3) 国及び県の減量化等の数値目標に対するふじみ野市の現状 (4) ごみ処理の有料化について (5) 一般廃棄物処理基本計画の基本理念と基本方針について	公開	0	市民活動推進部 環境課	
平成29年度第1回ふじみ野市文化財保護審議会	平成29年5月30日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B302会議室	(1) 文化財指定候補について (2) 文化財保存事業の補助金交付について	公開	0	教育委員会 社会教育課	
平成29年度第1回ふじみ野市社会教育委員会	平成29年6月15日 午後6時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B302会議室	(1) 生涯学習推進計画の外部評価の位置付け及びやり取りについて (2) 社会教育関連事業計画の説明について (3) 社会教育関係団体の補助金審査について (4) 学校施設を利用した文化展示室の事業計画について (5) 社会教育関連事業の現状とその在り方についての取組の骨子 (6) 社会教育委員の年間活動計画について (7) 社会教育委員の活動予定について	公開	0	教育委員会 社会教育課	
平成29年第6回定例ふじみ野市教育委員会	平成29年6月21日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 第17号議案 平成29年度ふじみ野市学校評議員を委嘱することについて (2) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の一部を改正することについて) (3) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立元福小学校校舎大規模改造工事請負契約の締結について) (4) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市学校給食センター運営審議会委員を委嘱することについて) (5) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市放課後子ども教室運営委員を委嘱することについて) (6) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立図書館協議会委員を委嘱することについて) (7) 報告事項 ふじみ野市学校運営協議会規則を定めることの進捗状況について (8) 報告事項 平成29年度第2回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
平成29年度第1回ふじみ野市男女共同参画推進審議会	平成29年6月22日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A501・A502会議室	(1) ふじみ野男女共同参画プランの進捗状況報告書について (2) 行政委員会・審議会等の女性の登用状況について (3) 第2次男女共同参画基本計画の策定について ①市民意識調査の結果について ②施策の現状と課題把握シートの集計結果について ③策定までのスケジュールについて	公開	0	市民生活部 市民総合相談室	
平成29年度第1回ふじみ野市立図書館協議会	平成29年6月23日 午後3時00分から	ふじみ野市立 上福岡図書館2階 集会室2	(1) 平成28年度事業報告について (2) 平成29年度年間事業予定について	公開	0	教育委員会 社会教育課 (大井図書館)	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
平成29年度第1回ふじみ野市指定管理者選定委員会	平成29年6月26日 午後1時15分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A302会議室	(1) 審査対象施設について (2) 選定委員会のスケジュールについて (3) 選定審査の方法について (4) 募集要項及び選定基準の確認 (5) 前年度(平成28年度)モニタリング・評価(外部評価)	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
平成29年度第1回都市計画審議会	平成29年6月30日 午後2時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 諮問1 富士見都市計画地区計画の変更について (2) 諮問2 富士見都市計画公園の変更について (3) 諮問3 富士見都市計画ごみ焼却場の変更について (4) 諮問4 富士見都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更について (5) 報告 都市計画マスタープランの見直しについて	公開	1	都市政策部 都市計画課	
平成29年度第2回ふじみ野市介護保険等運営審議会	平成29年7月3日 午後1時15分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 諮問について (2) 各種調査(アンケート)結果について (3) 第7期「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定について	公開	0	福祉部 高齢福祉課	
平成29年度第1回ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	平成29年7月5日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A201会議室	ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況の報告について	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
平成29年度第1回ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会	平成29年7月12日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 委嘱式 (2) 会議 ①諮問第1号 電子申請サービスの利用に伴うオンライン結合について ②諮問第2号 子どもの貧困対策推進計画のための保有個人情報の目的外利用について	公開	0	総務部 契約・法務課	
第6回ふじみ野市総合振興計画審議会	平成29年7月13日 午後7時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) パブリック・コメントの募集結果について (2) 計画名称について (3) ふじみ野市最上位計画策定の答申(案)について	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
平成29年度第2回ふじみ野市国民健康保険運営協議会	平成29年7月13日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) ふじみ野市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について (2) 平成28年度ふじみ野市国民健康保険特別会計決算について	公開	0	市民生活部 保健・年金課	
平成29年度第1回ふじみ野市公民館運営審議会	平成29年7月13日 午後1時30分から	ふじみ野市立 大井中央公民館 情報交換室	(1) 平成29年度ふじみ野市立公民館事業進捗状況について (2) 公民館の現状と課題	公開	0	教育委員会 社会教育課 (大井中央公民館)	
平成29年度第2回ふじみ野市地域福祉計画審議会	平成29年7月13日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 第2期ふじみ野市地域福祉計画に関するグループワーク (2) 第2期ふじみ野市地域福祉計画素案について	公開	1	福祉部 福祉課	
平成29年度第1回ふじみ野市資料館運営協議会	平成29年7月18日 午後2時00分から	ふじみ野市立 上福岡歴史民俗資料館 研修室	(1) 平成28年度事業報告について (2) 平成29年度事業計画について	公開	0	教育委員会 社会教育課 (上福岡歴史民俗資料館)	
平成29年度第1回ふじみ野市学校給食センター運営審議会	平成29年7月19日 午後2時00分から	ふじみ野市 なの花学校給食センター 2階 会議室	平成28年度のふじみ野市学校給食の実施報告について	公開	0	教育委員会 学校給食課	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
平成29年第7回定例ふじみ野市教育委員会会議	平成29年7月25日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 第18号議案 ふじみ野市学校運営協議会規則を制定することについて (2) 第19号議案 2018年度使用小学校道徳教科書の採択に係る請願について (3) 第20号議案 平成30年度からのふじみ野市立小学校教科用図書採択について (4) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立大井中学校財物賠償事故の損害賠償の額を定めることについて)	公開	0	教育委員会 教育総務課	
平成29年度第1回ふじみ野市上下水道審議会	平成29年7月26日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 平成28年度ふじみ野市水道事業会計及び下水道事業会計決算について (2) ふじみ野市下水道事業経営戦略策定業務及び水道事業ビジョン等策定業務の進捗状況について	公開	0	都市政策部 上下水道課	
第1回ふじみ野市空家等対策協議会	平成29年7月26日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) ふじみ野市空家等対策協議会運営要領について (2) 副会長の選任について (3) ふじみ野市空家等対策計画について	公開	0	都市政策部 建築課	
平成29年度第2回ふじみ野市環境審議会	平成29年7月28日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 環境基本計画の環境像について (2) 平成28年度行動指標の達成状況について (3) 第2期計画の行動指標について (4) 第2期計画案について	公開	0	市民活動推進部 環境課	
平成29年度第1回元気・健康づくり推進市民会議	平成29年8月3日 午後1時30分から	ふじみ野市 保健センター 健診室	(仮称) ふじみ野元気・健康プラン(骨子案)について	公開	0	こども・元気健康部 保健センター	
平成29年度第1回ふじみ野市生きがい学習推進計画審議会	平成29年8月4日 午後6時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) アンケート調査結果と課題の確認、現計画の評価状況について (2) 計画骨子の検討について	公開	0	市民活動推進部 協働推進課	
第10回ふじみ野市地域公共交通活性化協議会	平成29年8月10日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 執行部控室	(1) 平成29年度役員選任について (2) 平成28年度決算報告 (3) 平成28年度市内循環ワゴン実証運行実績(報告) (4) 平成29年度ふじみ号本格運行後の評価・検証 (5) その他(広告、時刻表抜粋等)	公開	2	都市政策部 都市計画課	
平成29年第8回定例ふじみ野市教育委員会会議	平成29年8月17日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 第21号議案 ふじみ野市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正することについて (2) 報告事項 公共施設の安全点検結果について (3) 報告事項 ふじみ野市上福岡学校給食センター整備運営事業モニタリング結果の公表について (4) 報告事項 旧上福岡学校給食センター土壌汚染調査の報告について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
平成29年度第1回ふじみ野市行政評価外部評価委員会	平成29年8月22日 午後3時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 災害対策室	(1) 正・副委員長選出について (2) ふじみ野市行政評価外部評価委員会について (3) 今後のスケジュールについて	公開	1	総合政策部 経営戦略室	
平成29年度第2回ふじみ野市男女共同参画推進審議会	平成29年8月22日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A501・A502会議室	(1) ふじみ野男女共同参画プランの進捗状況報告書の修正点について (2) 第2次男女共同参画基本計画の体系案について (3) 第2次男女共同参画基本計画骨子案の検討について	公開	0	市民生活部 市民総合相談室	
平成29年度第3回ふじみ野市地域福祉計画審議会	平成29年8月22日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 第2期ふじみ野市地域福祉計画策定素案及びパブリックコメント(案)について (2) 第2期ふじみ野市地域福祉計画パブリックコメントの実施について	公開	0	福祉部 福祉課	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
平成29年度第2回ふじみ野市文化財保護審議会	平成29年8月24日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B302会議室	(1) 市指定文化財の修繕について (2) 文化財の調査について (3) 文化財保存事業補助金について (4) 学校の文化財展示室について (5) 主催事業の報告について	公開	0	教育委員会 社会教育課	
平成29年度第2回ふじみ野市文化振興審議会	平成29年8月29日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 諮問 ①文化芸術振興の拠点となる施設の在り方について ②文化芸術振興の財源確保の在り方及びその効果的な活用について (2) 今後のスケジュールについて	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
平成29年度第1回ジョブスポットふじみ野運営協議会	平成29年9月4日 午後4時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) ジョブスポットふじみ野運営協議会運営規程について (2) 「施設名ジョブスポットふじみ野」事業運営計画について	公開	0	福祉部 福祉課	
平成29年度第2回ふじみ野市社会教育委員会	平成29年9月14日 午後6時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B302会議室	(1) 平成28年度生涯学習推進計画の外部評価について (2) 社会教育委員の活動報告について	公開	0	教育委員会 社会教育課	
平成29年度第3回ふじみ野市介護保険等運営審議会	平成29年9月25日 午後1時15分から	ふじみ野市 大井総合支所1階 災害対策室	(1) 「ふじみ野市立西デイサービスセンター」の閉所について (2) 「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書」について (3) 「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について	公開	0	福祉部 高齢福祉課	
平成29年度第2回ふじみ野市行政評価外部評価委員会	平成29年9月26日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) 【施策4】自主・自立した持続可能な財政基盤を構築します。(総合政策部) (2) 【施策25】外国籍市民が暮らしやすい環境づくりと国際交流を進めます。(市民活動推進部)	公開	1	総合政策部 経営戦略室	
平成29年第9回定例ふじみ野市教育委員会	平成29年9月26日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 第22号議案 ふじみ野市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する要綱を制定することについて (2) 第23号議案 平成30年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針等を決定することについて (3) 報告事項 専決処理に関する報告について(平成29年度ふじみ野市一般会計補正予算(第2号)) (4) 報告事項 平成29年度第3回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
平成29年度第2回ふじみ野市協働のまちづくり推進隊	平成29年10月4日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) 「ふじみ野市協働のまちづくり推進指針」(案)へのパブリックコメント(7月4日から8月2日まで実施)に対する市の考え方について (2) 市報12月号に折り込む指針(仮称:概要版)の案について	公開	0	市民活動推進部 協働推進課	
平成29年度第3回ふじみ野市環境審議会	平成29年10月6日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 計画策定に当たっての視点及び主な変更点について (2) めざすべき環境像について (3) 第2期環境基本計画・前期行動計画(案)について	公開	0	市民活動推進部 環境課	
平成29年度第3回ふじみ野市行政評価外部評価委員会	平成29年10月10日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) 【施策18】健やかな心と体を育み確かな学力を身に付ける教育を進めます。(教育部) (2) 【施策47】快適で衛生的な生活環境のため公共下水道の整備や浸水対策を進めます。(都市政策部)	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
平成29年度第3回ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会	平成29年10月12日 午前9時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 第1委員会室	(1) 会長・副会長の選任について (2) 一般廃棄物処理基本計画について	公開	0	市民活動推進部 環境課	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
平成29年度第3回ふじみ野市男女共同参画推進審議会	平成29年10月17日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 第4庁舎2階 D201会議室	第2次男女共同参画基本計画素案について	公開	0	市民生活部 市民総合相談室	
平成29年第10回定例ふじみ野市教育委員会会議	平成29年10月18日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 第24号議案 ふじみ野市社会教育委員会議規則を制定することについて (2) 第25号議案 ふじみ野市社会教育委員の会議運営に関する規程を廃止することについて (3) 第26号議案 ふじみ野市就学援助実施要綱の一部を改正することについて (4) 報告事項 全国学力・学習状況調査及び県学力・学習状況調査の結果について	公開	1	教育委員会 教育総務課	
平成29年度第4回ふじみ野市介護保険等運営審議会	平成29年10月23日 午後1時15分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 地域包括支援センターかすみがおか運営委託法人の募集方法等について (2) 「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の計画内容について(施策の展開における第6期計画の進捗、人口推計等)	公開	0	福祉部 高齢福祉課	
第1回ふじみ野市子ども・子育て会議	平成29年10月23日 午後3時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A501・A502会議室	(1) ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (2) 子どもの貧困対策推進計画について	公開	1	こども・元気健康部 子育て支援課	
平成29年度第1回「オールふじみ野」未来政策会議	平成29年10月26日 午後6時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 未来政策会議全体に関する説明 (2) テーマ及び今後の進め方に関する説明 (3) 意見交換等	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
平成29年度第4回ふじみ野市行政評価外部評価委員会	平成29年10月31日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	【施策31】消費者の被害防止と救済を支援します。(市民生活部)	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
平成29年度第2回ふじみ野市公民館運営審議会	平成29年10月31日 午後1時30分から	ふじみ野市立 大井中央公民館 情報交換室	(1) 平成29年度ふじみ野市立公民館事業進捗状況と取組について (2) 平成30年度ふじみ野市立公民館事業方針について (3) 研修会の報告	公開	0	教育委員会 社会教育課 (大井中央公民館)	
平成29年度第2回ふじみ野市立図書館協議会	平成29年11月9日 午前10時00分から	ふじみ野市立 上福岡図書館 集会室2	(1) 「第1回ふじみ野市図書館を使った調べる学習コンクール」二次審査 (2) 報告事項	公開	0	教育委員会 社会教育課 (大井図書館)	
平成29年度第3回ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画市民検討委員会	平成29年11月9日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) 委員長・副委員長の選任について (2) 一般廃棄物処理基本計画について	公開	0	市民活動推進部 環境課	
平成29年度第5回ふじみ野市行政評価外部評価委員会	平成29年11月14日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A202会議室	(1) 【施策42】安全で快適な住環境の整備を進めます。(都市政策部) (2) 【施策45】市民生活の利便性を高める公共交通の充実を図ります。(都市政策部)	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
平成29年第11回定例ふじみ野市教育委員会会議	平成29年11月15日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 第27号議案 ふじみ野市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正することについて (2) 報告事項 支払督促の申立てについて (3) 報告事項 専決処理に関する報告について(平成29年度一般会計補正予算(第4号)案について)	公開	0	教育委員会 教育総務課	
平成29年度第2回ふじみ野市上下水道審議会	平成29年度11月16日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) ふじみ野市下水道事業経営戦略(案)について (2) ふじみ野市水道事業ビジョン(案)について	公開	0	都市政策部 上下水道課	
平成29年度第4回ふじみ野市男女共同参画推進審議会	平成29年11月17日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	第2次男女共同参画基本計画素案について	公開	0	市民生活部 市民総合相談室	
第2回ふじみ野市空家等対策協議会	平成29年11月20日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A201会議室	ふじみ野市空家等対策計画(素案)について	公開	1	都市政策部 建築課	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
平成29年度第5回ふじみ野市介護保険等運営審議会	平成29年11月21日 午後1時15分から	ふじみ野市 大井総合福祉センター 多目的ホール	(1) 「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」計画案について (2) 第7期介護保険事業(支援)計画策定に向けたワークシート(総括表)	公開	3	福祉部 高齢福祉課	
平成29年度第4回ふじみ野市地域福祉計画審議会	平成29年11月28日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 第2期ふじみ野市福祉計画パブリックコメント募集結果について (2) 第2期ふじみ野市地域福祉計画原案について	公開	0	福祉部 福祉課	
平成29年度第2回放課後子ども教室運営委員会	平成29年11月28日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B302会議室	(1) 配慮を要する児童の今後の対応について (2) その他 ①開設時間について ②活動日移行について	公開	0	教育委員会 社会教育課	
平成29年度第3回ふじみ野市社会教育委員会会議	平成29年12月7日 午後6時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B302会議室	(1) 社会教育委員の活動報告について (2) 学校施設を利用した文化財展示室の設置についての答申に関する進捗状況について (3) 「社会教育関連事業の現状とそのあり方について」の仮報告(骨子)について (4) 平成29年2月の意見書「社会教育委員活動及び会議運営の活性化について」に関する進捗状況について	公開	0	教育委員会 社会教育課	
平成29年度第2回ふじみ野市学校給食センター運営審議会	平成29年12月14日 午後3時15分から	ふじみ野市 なの花学校給食センター2階 会議室	(1) 学校給食で提供した飲用牛乳の事案について (2) 平成29年度食育推進事業の中間報告について	公開	0	教育委員会 学校給食課	
平成29年度第4回ふじみ野市環境審議会	平成29年12月15日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	第2期環境基本計画・前期行動計画(案)について	公開	0	市民活動推進部 環境課	
平成29年度第6回ふじみ野市介護保険等運営審議会	平成29年12月18日 午後1時15分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」計画案について ①全体計画案について ②第1号被保険者の保険料及び保険率について	公開	3	福祉部 高齢福祉課	
平成29年度第2回ふじみ野市生きがい学習推進計画審議会	平成29年12月18日 午後6時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A201会議室	(1) 計画素案の検討について (2) 今後の予定について	公開	0	市民活動推進部 協働推進課	
平成29年度第6回ふじみ野市行政評価外部評価委員会	平成29年12月19日 午後1時15分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 【施策36】新たな産業の育成と働きやすい環境を構築します。(市民活動推進部) (2) 【施策34】地球温暖化対策など地球環境を意識した取組を進めます。(市民活動推進部) (3) 【施策27】消防・救急体制の強化を図ります。(総務部)	公開	1	総合政策部 経営戦略室	
平成29年第12回定例ふじみ野市教育委員会会議	平成29年12月19日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 報告事項 専決処理に関する報告について(平成30年度ふじみ野市一般会計予算(教育委員会分)案について) (2) 報告事項 平成29年第4回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
平成29年度第3回ふじみ野市文化振興審議会	平成29年12月21日 午後5時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A201会議室	(1) 諮問内容の検討(文化芸術振興の拠点となる施設の在り方について) (2) 今後のスケジュールについて	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
平成30年第1回ふじみ野市国民健康保険運営協議会	平成30年1月11日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 平成29年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算第1号及び第2号について (2) ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (3) 平成30年度の主な取組項目について	公開	0	市民生活部 保健・年金課	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
平成29年度第7回ふじみ野市行政評価外部評価委員会	平成30年1月16日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 外部評価結果(定性的評価)に対する市の考え方について (2) 外部評価委員会報告書について (3) 外部評価制度全体に関する意見交換について	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
平成29年度第4回ふじみ野市地域自立支援協議会	平成30年1月23日 午後1時30分から	ふじみ野市 大井総合支所1階 災害対策室	(1) 障がい者プランに係るパブリック・コメントの結果について (2) 障がい者プラン(案)について	公開	0	福祉部 障がい福祉課	
平成29年度第5回ふじみ野市地域福祉計画審議会	平成30年1月24日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A501・A502会議室	(1) 正副会長の選出 (2) 地域福祉計画審議会について (3) 第2期地域福祉計画の進捗状況及び今後の予定について	公開	0	福祉部 福祉課	
平成29年度第2回ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会	平成30年1月24日 午前10時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A302会議室	諮問第3号 高齢者あんしん相談センター一括管理システムの運用に伴うオンライン結合について	公開	0	総務部 契約・法務課	
平成30年第1回定例ふじみ野市教育委員会会議	平成30年1月24日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 第1号議案 ふじみ野市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正することについて (2) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立勤労福祉センター管理運営規則の一部を改正することについて) (3) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教職員人事の内申について【非公開】)	部分公開	0	教育委員会 教育総務課	
平成29年度第4回ふじみ野市文化振興審議会	平成30年1月30日 午後6時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A302会議室	(1) 文化芸術振興の拠点となる施設の在り方について (2) 文化芸術振興の財源確保の在り方及びその効果的な活用について	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
平成29年度第2回「オールふじみ野」未来政策会議	平成30年1月30日 午後6時30分から	ふじみ野市 サービスセンター 会議室	(1) 事業内容に関する企画 (2) 今後のスケジュールについて	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
第2回ふじみ野市子ども・子育て会議	平成30年1月31日 午後3時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A501・A502会議室	(1) ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (2) 子どもの貧困対策推進計画について	公開	0	こども・元気健康部 子育て支援課	
平成29年度第2回ふじみ野市元気・健康づくり推進市民会議	平成30年2月1日 午後1時30分から	ふじみ野市 保健センター 健診室	(仮称)ふじみ野元気・健康プラン(素案)について	公開	0	こども・元気健康部 保健センター	
平成29年度第2回ふじみ野市資料館運営協議会	平成30年2月2日 午後1時30分から	ふじみ野市立 大井郷土資料館 研修室	(1) 文化財展示室について (2) 平成29年度事業の報告について	公開	0	教育委員会 社会教育課 (上福岡歴史民俗資料館)	
平成29年度第4回ふじみ野市社会教育委員会会議	平成30年2月7日 午後6時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 平成29年度社会教育委員活動の総括 (2) 「社会教育関連事業の現状とそのあり方について」の最終報告 (3) 今期の社会教育委員としての感想	公開	1	教育委員会 社会教育課	
平成29年度第7回ふじみ野市介護保険等運営審議会	平成30年2月14日 午後1時15分から	ふじみ野市立 上福岡公民館 ホール	(1) パブリック・コメントの意見等募集結果について (2) 答申について	公開	0	福祉部 高齢福祉課	
平成29年度第1回ふじみ野市総合教育会議	平成30年2月15日 午後5時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 通学区域について (2) 発達に課題のある児童・生徒への支援について	公開	0	総合政策部 経営戦略室	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
平成30年第2回定例ふじみ野市教育委員会会議	平成30年2月15日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 第2号議案 ふじみ野市学校給食費管理システム更新業務委託プロポーザル選定委員会設置規程を定めることについて (2) 第3号議案 平成30年度当初小・中学校教職員人事の内申について【非公開】 (3) 第4号議案 ふじみ野市教職員の人事について【非公開】 (4) 報告事項 平成30年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプラン(案)について (5) 報告事項 ふじみ野市入学準備金・奨学金利子補給金交付要綱(案)について (6) 報告事項 ふじみ野市子どもいじめ防止基本方針の改定について	部分公開	0	教育委員会 教育総務課	
平成29年度第7回ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画市民検討委員会	平成30年2月19日 午後3時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A302会議室	第3期ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画の策定について	公開	0	市民活動推進部 環境課	
平成29年度第5回ふじみ野市環境審議会	平成30年2月20日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 執行部控室	(1) パブリック・コメントの結果について (2) 第2期環境基本計画・前期行動計画(案)について (3) 答申について (4) 年次報告書について	公開	0	市民活動推進部 環境課	
平成29年度第3回ふじみ野市学校給食センター運営審議会	平成30年2月20日 午後3時15分から	ふじみ野市 なの花学校給食センター2階 会議室	(1) 平成30年度学校給食実施計画について (2) 平成30年度学校給食費徴収計画について	公開	0	教育委員会 学校給食課	
第3回ふじみ野市空家等対策協議会	平成30年2月26日 午前9時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 災害対策室	ふじみ野市空家等対策計画の決定について	公開	0	都市政策部 建築課	
平成29年度第3回ふじみ野市文化財保護審議会	平成30年3月22日 午後3時00分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 市指定文化財の候補について (2) 織部塚の調査について (3) 旧福田屋及び大井村役場庁舎の改修工事について (4) 文化財展示室の進捗状況について (5) 市指定文化財「注口土器」の修理について (6) 平成30年度予算について	公開	0	教育委員会 社会教育課	
平成29年度第3回ふじみ野市上下水道審議会	平成30年3月23日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 平成30年度ふじみ野市水道事業会計予算について (2) 平成30年度ふじみ野市下水道事業会計予算について	公開	0	都市政策部 上下水道課	
平成29年度第3回ふじみ野市公民館運営審議会	平成30年3月23日 午後1時30分から	ふじみ野市立 大井中央公民館 情報交換室	(1) 平成29年度ふじみ野市立公民館事業(下半年)進捗状況と取組について (2) 平成30年度ふじみ野市立公民館事業計画について	公開	0	教育委員会 社会教育課 (大井中央公民館)	

会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の可否	傍聴人数(うち報道機関の人数)	担当事務局	備考
平成30年第3回定例ふじみ野市教育委員会会議	平成30年3月26日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室	(1) 平成30年度ふじみ野市教育振興計画アクションプランを策定することについて (2) ふじみ野市子どもいじめ防止基本方針を改定することについて (3) 平成30年度ふじみ野市教育委員会工事計画を策定することについて (4) ふじみ野市入学準備金・総額金利子補給金交付要綱を定めることについて (5) ふじみ野市就学援助実施要綱の一部を改正することについて (6) 平成30年度ふじみ野市教育委員会職員人事について (7) ふじみ野市文化財保護審議会委員を委嘱することについて (8) ふじみ野市立大井中央公民館分館長を委嘱することについて (9) 専決処理に関する報告について(ふじみ野市入学準備金・奨学金貸付条例を廃止することについて) (10) 専決処理に関する報告について(ふじみ野市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則を廃止することについて) (11) 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立小学校施設の開放事業の実施に関する規則の一部を改正することについて) (12) 専決処理に関する報告について(ふじみ野市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正することについて) (13) 専決処理に関する報告について(ふじみ野市学校給食費口座振替事務取扱要綱の一部を改正することについて) (14) ふじみ野市立小・中学校ICカードによる勤務時間の適正な把握に関するガイドラインを定めることについて (15) 平成29年度ふじみ野市一般会計補正予算(第8号)について (16) 平成30年度第1回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
平成29年度第3回ふじみ野市立図書館協議会	平成30年3月27日 午前10時00分から	ふじみ野市立 上福岡図書館 集会室2	(1) 平成30年度予算について (2) 児童アンケートについて (3) 巡回見計らいについて	公開	0	教育委員会 社会教育課 (大井図書館)	
第11回ふじみ野市地域公共交通活性化協議会	平成30年3月28日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 執行部控室	(1) 平成30年度ふじみ野市地域公共交通活性化協議会予算(案)について (2) 市内循環ワゴンの本格運行の利用実績【報告】 (3) 市内循環ワゴン今後の取組について	公開	0	都市政策部 都市計画課	
平成29年度第2回ジョブスポットふじみ野運営協議会	平成30年3月28日 午前10時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎2階 A201会議室	(1) 平成29年度ジョブスポットふじみ野事業報告について (2) 平成30年度ジョブスポットふじみ野事業計画(案)について	公開	0	福祉部 福祉課	

資 料

- 1 ふじみ野市情報公開条例
- 2 ふじみ野市個人情報保護条例
- 3 ふじみ野市審議会等の会議の公開に関する規則
- 4 ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会諮問、答申

○ふじみ野市情報公開条例

平成17年10月1日

条例第8号

改正 平成18年3月30日条例第17号

平成28年3月23日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、市民に対し情報の公開を求める権利を保障するとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加を促進し、もって透明性を確保した民主的市政の一層の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(2) 情報 実施機関の職員が職務上、作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びにフィルム、磁気テープ等から出力され又は採録されたもので、決裁又は供覧等の手続が終了し、かつ、実施機関が管理しているものをいう。

(3) 情報の公開 実施機関がこの条例の規定（第14条の規定を除く。）により、情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市民の情報の公開を求める権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用するとともに、情報の管理及び検索体制の確立に努めなければならない。

2 実施機関は、情報の公開に当たっては、個人に関する情報が保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に則して、適正に使用しなければならない。

(情報の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、情報の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する

もの

(公開しないことができる情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該情報の公開をしないことができる。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができるようにされている情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報であって、公開することが必要と認められるもの

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。）の機関との間における審議、検討、調査研究等の意思決定過程における情報であって、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(4) 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

(5) 市又は国等の機関が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題、職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

(6) 犯罪の捜査及び予防、人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全と秩序の維持のため、公開しないことが必要であると認められる情報

(公開することができない情報)

第7条 実施機関は、法令等の規定により、明らかに公開することができないと

されている情報が記録されているときは、当該情報の公開をしないものとする。
(情報の部分公開等)

第8条 実施機関は、公開の請求に係る情報に第6条又は前条に規定する情報が記録されている場合において、その部分を容易に、かつ、当該情報の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、第6条又は前条に規定する情報が記録されている情報であっても、期間の経過により第6条又は前条に該当しなくなったときは、当該情報の公開をしなければならない。

(請求方法)

第9条 第5条の規定により情報の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書により実施機関に請求しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 公開の請求に係る情報の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、前条の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して15日以内に当該請求に対する可否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条の規定により請求したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により情報の公開をしない旨の決定（第8条第1項の規定により、公開の請求に係る情報の一部を公開しないこととする場合を含む。以下「非公開決定」という。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該情報が期間の経過により公開することができるものであって、かつ、公開することができる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を併せて記載しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条に規定する請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度とし、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る情報に市以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該市以外のものの意見を聴くことができる。

(情報の公開の実施及び方法)

第11条 実施機関は、前条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定をし

たときは、請求者に対し、速やかに当該情報の公開をしなければならない。

- 2 実施機関は、公開の請求に係る情報を直接公開することにより、当該情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該情報の写しにより情報の公開をすることができる。

(手数料等)

第12条 情報の公開に係る手数料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 情報の公開に係る手数料の徴収、その時期、還付及び減免並びに郵送料については、ふじみ野市手数料条例（平成17年ふじみ野市条例第50号）第3条、第4条、第7条及び第8条の規定を準用する。
- 3 本条の規定は、第14条の規定により情報の閲覧又は写しの交付を行う場合について準用する。

(審査請求)

第13条 請求者は、第10条第1項の決定に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により審査請求をすることができる。ただし、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

- 2 実施機関は、前項の審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であることを理由として却下するとき、又は非公開決定を取り消すときを除き、遅滞なくふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。
- 3 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の規定による弁明書の写しを添えてしなければならない。

(情報の任意的公開)

第14条 実施機関は、第5条の規定により情報の公開を請求することができるもの以外のものから情報の公開の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、この条例の適用を受ける情報以外の情報の閲覧又は写しの交付の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第15条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者が管理する同法第244条第1項に規定する公の施設に関する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(情報の検索資料の作成等)

第16条 実施機関は、情報の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供する

ものとする。

(情報の整備等及び制度の改善)

第17条 実施機関は、情報の整備、情報の公開手続等の迅速化その他この条例に基づく事務の公正かつ能率的な運営を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により情報の公開に関する制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。

(運用状況の公表)

第18条 実施機関は、毎年度、この条例による情報の公開の運用状況を公表するものとする。

(他の制度等との調整)

第19条 この条例は、法令又は他の条例等の規定により、情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、図書館等の施設において市民の利用に供することを目的として管理している文書、図書等については、適用しない。

(情報の提供)

第20条 実施機関は、この条例の定めるところにより情報の公開を行うほか、市政に関する情報を市民に積極的に提供するよう努めるものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関が作成し、又は取得した情報について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の上福岡市及び大井町から承継された情報（以下「承継情報」という。）については、適用しない。

(承継情報の任意的公開)

4 実施機関は、承継情報の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

5 承継情報の公開については、第12条及び第14条の規定を準用する。

(経過措置)

6 施行日の前日までに、合併前の上福岡市情報公開条例（平成9年上福岡市条例第19号）又は大井町情報公開条例（平成11年大井町条例第3号）の規定

によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後のふじみ野市情報公開条例第12条の規定は、この条例の施行の日以後の公開の決定について適用し、同日前にした公開の決定については、なお従前の例による。

別表（第12条関係）

交付の方法	種別	金額
1 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円
	カラー	用紙1枚につき50円
2 電磁的に記録された事項を用紙に出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円
	カラー	用紙1枚につき50円
3 電磁的記録媒体に複写したものの交付		電磁的記録媒体1枚につき100円

備考

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番又はA列4番とする。

2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

○ふじみ野市個人情報保護条例

平成17年10月1日

条例第9号

改正 平成18年3月30日条例第18号

平成27年9月30日条例第36号

平成28年3月23日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、市の実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利及び利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）第2条第2号に規定する情報に記録されているものに限る。
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、ふじみ野市情報公開条例第2条第2号に規定する情報に記録されているものに限る。
- (7) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(8) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。

(9) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが実施機関に個人情報の保管等をされている者をいう。

(10) 事業者 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体及び事業を営む個人をいう。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関及び市が出資する法人で規則で定めるものは、個人情報の保管等をするときは、市民等の基本的人権に対する侵害を防止するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職を含む。以下同じ。）は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報の保管等を行うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いについて厳正な保護措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、個人情報の保護の重要性を認識し、条例により保障された権利の行使を正当に行うとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（個人情報の保管等の一般的制限）

第6条 実施機関は、個人情報の保管等を行うときは、その所掌する事務の目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報の保管等をしてはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は正当な行政執行に関連してその権限の範囲内において行われるときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報

(2) 犯罪に関する個人情報

(3) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関がふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、個人情報の保管等を行わないことが適当であると認めた個人情報

（業務の登録等）

第7条 実施機関は、個人情報の保管等に係る業務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を登録し、市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の記録の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録の内容
- (4) 個人情報の対象となる個人の範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の登録に係る業務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に通知するとともに、その内容を公表しなければならない。

(収集方法の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、収集の目的を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接これを収集しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づき収集するとき。
- (3) 人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 公表された事実であるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項の規定により、個人情報を本人以外のものから収集したときは、規則で定める場合を除き、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。

4 本人又はその代理人により、法令等の規定による申請その他これに類する行為が行われたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(適正維持管理)

第9条 実施機関は、個人情報の適正な維持及び管理を行うために、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報をその利用目的に照らして正確かつ最新なものとする事。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、損傷その他の事故を防止すること。

2 実施機関は、管理している個人情報が不要でなくなったときは、当該個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報取扱責任者を設置しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、第7条第1項の規定により登録した利用目的の範囲を超

えて保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の利用（次項において「目的外利用」という。）をし、又は実施機関以外のものに対して保有個人情報の提供（次項において「外部提供」という。）をしてはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害しないと認めたとき。

3 実施機関は、前項の規定により目的外利用等を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、市長に届け出なければならない。

(1) 目的外利用等を行った保有個人情報の記録の名称

(2) 目的外利用等を行った理由

(3) 目的外利用等を行った保有個人情報の記録の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

4 実施機関は、第2項第3号の規定により目的外利用等を行ったときは、速やかにその事実を当該本人に通知するとともに、審議会に通知しなければならない。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第10条の2 実施機関は、利用目的の範囲を超えて保有特定個人情報の利用をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、実施機関以外のものに対して保有特定個人情報の提供をしてはならない。

（電子計算組織の結合の禁止）

第11条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するに当たっては、実施機関以外の電子計算組織と通信回線等による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により通信回線等による結合を行った場合

において、情報の漏えい、改ざん等により個人情報に重大な影響を及ぼすと認めるときは、直ちに通信回線等の一時停止等の措置（当該通信回線等の切断を含む。）をしなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により通信回線等の一時停止等を行った場合において、接続先機関の電子計算組織が個人情報の保護のために必要な措置を講じていると認められるときは、当該通信回線等を復旧することができる。

4 実施機関は、第2項の規定により通信回線等の一時停止等を行った場合は、必要な事項を審議会に報告しなければならない。

（開示の請求等）

第12条 市民等は、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報（以下「自己情報」という。）の閲覧又は写しの交付（以下「開示」という。）を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人（以下「未成年者等」という。）の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、本人の委任による代理人を含む。）又は実施機関が特別の理由があるものとして規則で定める代理人（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の開示を請求することができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものであるときは、本人の同意を得なければならない。

3 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示をしないことができる。

(1) 個人の評価、判定、指導、選考等に関する情報であつて、本人に開示することにより、当該評価、判定、指導、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(2) 本人に開示することにより、実施機関の公正かつ適正な職務執行が著しく妨げられると認められるもの

(3) 未成年者等の法定代理人等による開示請求がなされた場合であつて、開示することにより、当該未成年者等に不利益が及ぶと認められるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、開示しないことが適当であると認めたもの

4 実施機関は、開示の請求に係る自己情報の一部に前項各号のいずれか又は次条に該当する自己情報が記録されている場合において、その部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該自己情報の開示をしなければならない。

5 実施機関は、第3項各号又は次条に該当する自己情報であっても、期間の経過により、当該自己情報が第3項各号のいずれか及び次条に該当しなくなったときは、当該自己情報の開示をしなければならない。

6 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えることにより不開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかに

しないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示することができない個人情報)

第13条 実施機関は、法令等の規定により、明らかに開示することができないとされている保有個人情報が記録されているときは、当該保有個人情報の開示をしないものとする。

(訂正を請求する権利)

第14条 市民等は、自己情報の記録について事実の記載に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該記載の訂正を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。

(削除を請求する権利)

第15条 市民等は、実施機関が第6条の規定による制限を超え、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己情報(保有特定個人情報を除く。次条において同じ。)が収集されたときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、削除の請求について準用する。

(利用の停止を請求する権利)

第16条 市民等は、実施機関が第10条第1項又は第2項の規定によらないで自己情報の目的外利用等をしていると認めるとき、又はしようとしていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の利用の停止を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、利用の停止の請求について準用する。

(保有特定個人情報の削除又は利用の停止を請求する権利)

第16条の2 市民等は、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用の停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有特定個人情報の削除又は利用の停止

ア 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき。

イ 第10条の2の規定に違反して利用されているとき。

ウ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

エ 番号法第28条の規定に違反して作成された保有特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人

情報の提供の停止

2 第12条第2項の規定は、保有特定個人情報の利用の停止の請求について準用する。

(請求方法)

第17条 第12条第1項の規定による自己情報の開示、第14条の規定による自己情報の記載の訂正、第15条の規定による自己情報の削除、第16条の規定による自己情報の目的外利用等の利用の停止又は第16条の2の規定による保有特定個人情報の削除若しくは利用の停止（以下「自己情報の開示、訂正等」という。）を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書により実施機関に請求しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報の記録の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 自己情報の開示、訂正等を請求しようとする者は、自己が当該請求に係る自己情報の本人又は法定代理人等であることを確認するために必要な書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、前条第1項の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して、開示の請求にあつては15日以内に、訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止の請求にあつては30日以内に、当該請求に対する可否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、請求した者（以下「請求者」という。）に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 前項の場合において、請求に係る自己情報の全部又は一部について開示、訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止をしない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該自己情報の記録が期間の経過により開示できるものであつて、かつ、開示することができる期日を明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条第1項に規定する請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を通知しなければならない。

(自己情報の提供先への通知)

第18条の2 実施機関は、前条の規定により自己情報の全部若しくは一部を訂正し、又は削除した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録さ

れた者であって、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(開示等の実施及び方法)

第19条 実施機関は、第18条第1項の規定により自己情報の開示をする旨の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該自己情報（磁気テープその他これに類するものについては、当該自己情報から出力又は採録したもの）の開示をしなければならない。

2 実施機関は、開示の請求に係る自己情報を直接開示することにより、当該自己情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該自己情報の写しにより開示をすることができる。

3 開示の請求者は、当該開示に係る自己情報の本人又はその法定代理人等であることの確認を受けるために必要な書類で実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

4 実施機関は、第18条第1項の規定により請求に係る訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該自己情報の記載の訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止をしなければならない。

(手数料等)

第20条 自己情報の開示、訂正等に係る手数料は、別表に定めるとおりとする。

2 自己情報の開示、訂正等に係る手数料の徴収、その時期、還付及び減免並びに郵送料については、ふじみ野市手数料条例（平成17年ふじみ野市条例第50号）第3条、第4条、第7条及び第8条の規定を準用する。

(審査請求)

第21条 請求者は、第18条第1項の決定に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により審査請求をすることができる。ただし、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

2 実施機関は、前項の審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なくふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

3 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の規定による弁明書の写しを添えてしなければならない。

(事務の委託)

第22条 実施機関は、個人情報の処理業務を外部に委託しようとするときは、当該業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3

項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

（受託者の義務）

第23条 受託者は、受託した業務（以下「受託業務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 前項に規定する受託業務に従事している者は、当該受託業務に関して知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その業務が終了した後も、同様とする。

（指定管理者の義務）

第24条 指定管理者は、公の施設の管理の業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 前項に規定する管理の業務に従事している者は、当該管理の業務に関して知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その業務が終了した後も、同様とする。

（出資法人の義務）

第25条 市が出資する法人で規則で定めるものがこの条例に規定する個人情報の保管等をするときは、当該個人情報の適正な取扱いに関し、必要な範囲内で実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。

（国等への要請）

第26条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

（検索資料の作成等）

第27条 実施機関は、保有個人情報の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（運用状況の公表）

第28条 実施機関は、毎年度、この条例による自己情報の開示、訂正等の運用状況を公表するものとする。

（他の制度等との調整）

第29条 この条例は、法令又は他の条例等の規定により自己情報の開示、訂正等の請求ができる保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が市民の利用に供することを目的として管理している保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が記録されている文書、図書等については、適用しない。

（委任）

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

（罰則）

第31条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第23条第1項の受託業

務若しくは指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の罰金刑を科する。
- 4 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、合併前の上福岡市及び大井町（以下これらを「合併関係市町」という。）から承継された個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併関係市町において行われていた個人情報の処理で、この条例の施行の際、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日の前日までに、合併前の上福岡市個人情報保護条例（平成9年上福岡市条例第20号）又は大井町個人情報保護条例（平成16年大井町条例第17号）（以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第7条第1項の規定中「を開始しようとするときは、」とあるのは「について、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、同条の規定を適用する。
- 6 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年条例第 36 号）

この条例中第 1 条の規定は平成 27 年 10 月 5 日から、第 2 条の規定は番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 9 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

3 第 2 条の規定による改正後のふじみ野市個人情報保護条例第 20 条の規定は、この条例の施行の日以後の自己情報の開示、訂正等の決定について適用し、同日前にした自己情報の開示、訂正等の決定については、なお従前の例による。

別表（第 20 条関係）

（平 28 条例 9・追加）

交付の方法	種別	金額
1 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	白黒	用紙 1 枚につき 10 円
	カラー	用紙 1 枚につき 50 円
2 電磁的に記録された事項を用紙に出力したものの交付	白黒	用紙 1 枚につき 10 円
	カラー	用紙 1 枚につき 50 円
3 電磁的記録媒体に複写したものの交付		電磁的記録媒体 1 枚につき 100 円

備考

1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 3 番又は A 列 4 番とする。

2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。

○ふじみ野市審議会等の会議の公開に関する規則

平成22年2月9日

規則第3号

改正 平成22年3月16日規則第4号

平成24年3月26日規則第22号

平成26年3月24日規則第18号

平成28年3月24日規則第16号

(目的)

第1条 この規則は、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、もって市民の知る権利の確保に資するとともに、開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この規則の対象とする会議（以下「審議会等」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により市長その他の執行機関（以下「実施機関」という。）に設置された審議、審査、調査又は調停を行う審議会、審査会等の会議

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が市民、学識経験者等の意見等を市政に反映させることを目的として設置する審議会、調査会、協議会等の会議
(会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、審議会等の長は、会議に諮り、審議等の内容が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を非公開にすることができる。

(1) ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）第6条各号に定める非公開情報に該当する事項

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる事項

(会議の開催の事前公表)

第5条 実施機関は、審議会等の会議の日時、場所等をあらかじめ公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

2 前項に規定する審議会等の会議の開催の事前公表は、当該会議を開催する日の7日前までに、次に掲げる事項を、別表に掲げる場所に掲示するとともに市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(1) 会議の名称

(2) 会議の開催日時及び開催場所

- (3) 傍聴人の受付時間
 - (4) 会議の議題
 - (5) 会議の公開又は非公開の別
 - (6) 会議の非公開理由
 - (7) 会議を傍聴できる者の定員
 - (8) 会議の傍聴手続
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 審議会等の庶務を処理する課等は、会議開催のお知らせ（様式第1号）を当該会議を開催する日の14日前までに、契約・法務課長に提出しなければならない。

（会議の傍聴）

第6条 何人も、第4条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときを除き、実施機関の定めるところにより、審議会等の会議を傍聴することができる。

- 2 審議会等の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、会場の秩序維持に関し審議会等の長の指示に従わなければならない。
- 3 傍聴人の定員は、会議の都度、審議会等の長が別に定める。
- 4 傍聴人は、先着順により決定する。ただし、傍聴を希望する者が、前項の定員を超える場合であって、審議会等の長が必要と認めるときは、抽選によることができる。
- 5 傍聴人の傍聴受付開始時間は、会議開会時刻の15分前からとし、会議開会中は、随時、傍聴人の受付を行うものとする。

（傍聴人の義務）

第7条 傍聴人は、次に掲げる事項を含む実施機関が定める傍聴要領を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - (2) 会議場において発言をしないこと。
 - (3) みだりに席を離れないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) はち巻、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等掲げる等示威的行為をしないこと。
 - (6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (7) 会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の長が特別の理由により承認した行為は、この限りでない。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。
- 2 傍聴人は、第4条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。

3 審議会等の長は、傍聴人が前2項の規定に違反するときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供等)

第8条 審議会等の会議が公開されるときは、実施機関の定めるところにより会議資料（ふじみ野市情報公開条例第6条各号に該当する情報が記載されている部分を除く。）を傍聴人に提供し、又は傍聴人の閲覧に供しなければならない。

2 前項に規定する会議資料の提供は、審議会等の構成員と同様に傍聴人に配布することにより行うものとする。ただし、会議資料のうち、図面、地図、写真、報告書等については、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供することにより行うことができる。

(会議録の作成)

第9条 実施機関は、審議会等の会議について会議録を作成しなければならない。

2 会議録の作成は、法令、条例、規則その他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

3 前項に規定する会議録には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の名称

(2) 会議の開催日時及び開催場所

(3) 出席した者の氏名

(4) 会議の議題

(5) 会議の公開又は非公開の別

(6) 会議の非公開の理由

(7) 傍聴人の数

(8) 発言の内容

(9) 前各号に掲げるもののほか、審議会等の長が必要と認める事項

4 会議録は、特に詳細な記録が必要な場合を除くほか、要点筆記を原則とし会議録（様式第2号）によるものとする。

(会議録の写しの閲覧)

第10条 実施機関は、審議会等が公開した会議に係る会議録（第4条の規定により非公開とされた事項が記録されている部分を除く。）の写しを閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、会議録が公開された会議に係るものであるときは、当該会議を開催した日から原則14日以内に、その写し及び第8条に規定する会議資料の写しを、所管課に備え置くとともに市ホームページへ掲載依頼することにより、当該会議録に係る会議を開催した年度の翌年度末まで閲覧に供しなければならない。

(会議開催結果の報告)

第11条 開催されたすべての審議会等は、会議終了後、速やかに審議会等の会

議の開催結果について（様式第3号）を作成し、契約・法務課長へ報告するものとする。

（運用状況の公表）

第12条 市長は、この規則の各実施機関における運用状況を取りまとめ、毎年度公表するものとする。

2 前項に規定する運用状況の公表は、年度ごとに、次に掲げる事項について取りまとめ、市広報及び市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(1) 会議の開催数

(2) 公開した会議の開催数

(3) 非公開とした会議の開催数

(4) 傍聴人の数

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、会議の公開に関する事務に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第22号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第18号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

（平28規則16・追加）

ふじみ野市役所
ふじみ野市大井総合支所
ふじみ野市役所出張所
ふじみ野市立上福岡図書館
ふじみ野市立大井図書館
ふじみ野市立大井中央公民館
ふじみ野市立上福岡公民館
ふじみ野市立上福岡西公民館

様式第2号(第9条関係)

会議録

会議の名称				
開催日時	年 月 日() 開会時刻 午前・午後 時 分 閉会時刻 午前・午後 時 分			
開催場所				
出席した者の氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
会議の議題				
会議の公開又は非公開の別	公開・非公開			
会議の非公開の理由				
傍聴人の数	人			
発言の内容	別紙「発言の要旨」のとおり			
会議資料	別添のとおり			
事務局	部 課			
議事の確定	確定年月日	年 月 日		
	記名押印	役職名 <div style="text-align: right;">①</div>		

別紙

発言の要旨

発言者	発言の要旨

様式第3号(第11条関係)

事務連絡
年 月 日

契約・法務課長 様

長

会議の開催結果について(報告)

会議結果について、下記のとおり報告します。

記

1 会議の名称等

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所

2 会議の議題及び公開・非公開の別

- (1) 公開・非公開()
- (2) 公開・非公開()
- (3) 公開・非公開()

※非公開の場合のみ()内にその理由を書いてください。

3 傍聴者の人数

人

ふ 契 第 1 3 8 号
平成 2 9 年 7 月 1 2 日

ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 清水 春樹 様

ふじみ野市長 高 畑 博

個人情報の目的外利用等について（諮問）

このことについて、ふじみ野市個人情報保護条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 9 号）第 1 0 条第 2 項第 4 号及び第 1 1 条第 1 項第 2 号の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

なお、答申は、平成 2 9 年 7 月 2 0 日までに行ってください。

記

諮問事項

諮問第 1 号

電子申請サービスの利用に伴うオンライン結合について

諮問第 2 号

子どもの貧困対策推進計画策定のための保有個人情報の目的外利用について

ふ契第10173号
平成30年1月24日

ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 清水 春樹 様

ふじみ野市長 高 畑 博

電子計算組織の結合について（諮問）

このことについて、ふじみ野市個人情報保護条例（平成17年ふじみ野市条例第9号）第11条第1項第2号の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

なお、答申は、平成30年1月31日までに行ってください。

記

諮問事項

諮問第3号

高齢者あんしん相談センター一括管理システムの運用に伴うオンライン結合について

ふ 情 運 審 第 3 号
平成 29 年 7 月 12 日

ふじみ野市長 高 畑 博 様

ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 清 水 春 樹

個人情報の目的外利用等について（答申）

平成 29 年 7 月 12 日付けふ契第 138 号で意見を求められたことについて、
当審議会の意見は、下記のとおりである。

記

1 諮問された事項

諮問第 1 号

電子申請サービスの利用に伴うオンライン結合について

諮問第 2 号

子どもの貧困対策推進計画策定のための保有個人情報の目的外利用について

2 当審議会の意見

(1) 諮問第 1 号

市民生活の利便性の向上及び安定した効率の良い行政運営に寄与するものであり、必要な措置であると認め、これを承認する。

なお、実施に当たっては、ウイルス等に対するセキュリティ対策に万全の措置を講じるよう要請する。

(2) 諮問第 2 号

子どもの貧困対策推進計画の策定に当たり、地域の実情を把握する上で必要な措置であると認め、これを承認する。

なお、実施に当たっては、当該個人情報を取り扱う市職員に対して、ふじみ野市個人情報保護条例その他関係法規を遵守するよう指導監督し、個人情報の漏えい事故が発生しないよう徹底し、個人情報の保護に係る安全対策に万全の措置を講じるよう要請する。

ふ 情 運 審 第 6 号
平成30年1月24日

ふじみ野市長 高 畑 博 様

ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 清 水 春 樹

電子計算組織の結合について（答申）

平成30年1月24日付けふ契第10173号で意見を求められたことについて、当審議会の意見は、下記のとおりである。

記

1 諮問された事項

諮問第3号

高齢者あんしん相談センター一括管理システムの運用に伴うオンライン結合について

2 当審議会の意見

効率の良い行政運営に寄与するものであり、必要な措置であると認め、これを承認する。ただし、実施に当たっては、次の事項について万全の措置を講じることが条件とする。

- (1) 当該システムの利用者に係るアクセスログのチェック体制の構築
- (2) 当該システムから個人情報を抽出し、記録した外部媒体の取扱い

